

(別紙)

令和4年度定期監査の監査結果に基づく措置の内容

| 部等 | 課名 (団体名) | 実施 年度 | 指摘等 区分 | 指摘事項等 | 措置 状況 | 措置の内容 |
|-------|--------------|----------|-----------|--|----------|--|
| 上下水道部 | 総務課 | R-4 | 指摘事 項 | テレワークシステム保守点検業務委託 において、承諾を得ていない者に業務の 一部を請け負わせている事例が見られた ので、適正な事務の執行を求める。 | 措置済 | 原因は、業務委託契約約定に規定する第三者委託について、確認を怠ったこ とによるものである。 指摘を受け、新たに契約事務に係るチェックリストを作成し、担当者及び係長で チェックを行うこととした。 今後は、受注者に対して第三者委託の有無について事前確認を徹底するととも に、チェックリストの活用により、契約で定める必要書類の提出の確認など契約事 務の適正化を図り、再発防止に努める。 |
| 上下水道部 | 下水道整 備課 | R-4 | 指摘事 項 | 公共下水道事業分担金の納付方法及 び受益者の変更に当たり、公共下水道事 業分担金賦課変更通知書において、変 更後の負担金、増減負担金、差引増減 額及び変更後の納付額の記載に誤りが ある事例が見られたので、適正な事務の 執行を求める。 | 措置済 | 原因は、「公共下水道事業分担金賦課変更通知書」(以下「変更通知書」とい う。)をシステムから直接発行できないため別途作成した際、入力を行ったことによ るものである。 誤った変更通知の対象者2名に対しては、謝罪のうえ正しい変更通知書を発行 した。 今後は、システムから直接「変更通知書」を発行できるように早期にシステム改 修を行うこととし、現在、業者に見積依頼中である。なお、改修までの間は変更 データと変更通知書の内容を突合し整合性を確認するとともに、副担当者の チェックを徹底し、再発防止に努める。 |
| 上下水道部 | 下水道施 設管理課 | R-4 | 指摘事 項 | 産業廃棄物(がれき類)処理業務委託 において、業務完了後に提出することと なっている写真アルバムが提出されてい ない事例が見られたので、適正な事務の 執行を求める。 | 措置済 | 原因は、産業廃棄物(がれき類)処理業務委託仕様書の精査不足によるもので ある。 産業廃棄物処理業務の完了確認は、産業廃棄物管理票により数量、処分年月 日を確認できることから、令和4年度は写真アルバムの提出を求めない仕様に変更 した。 また、設計内容検討会において、仕様書の内容確認を徹底することとし、再発 防止に努める。 |
| 上下水道部 | 玉山事務 所 | R-4 | 指摘事 項 | 公設浄化槽の清掃に当たり、稼働浄化 槽の全基において単位装置及び附属機 器類の洗浄、掃除作業は実施していた が、一部浄化槽において汚泥、スカム等 の引出し作業が実施されていない事例が 見られたので、適正な事務の執行を求め る。 | 措置済 | 原因は、浄化槽法における浄化槽の清掃に関する作業内容の認識不足による ものである。 令和4年度においては、稼働している公設浄化槽全基の汚泥、スカム等の引出 し作業を実施することとし、令和4年7月13日から同作業を開始し令和5年2月末 に作業終了見込みである。また、令和4年7月に該当業務マニュアルを見直し、 内部研修を行った。 今後は、公設浄化槽の更なる適正な維持管理に向け、最新の環境省令や技術 基準等の周知徹底を図り再発防止に努める。 |

| 部等 | 課名 (団体名) | 実施 年度 | 指摘等 区分 | 指摘事項等 | 措置 状況 | 措置の内容 |
|------|-------------|----------|-----------|--|----------|--|
| 市立病院 | 総務課 | R-4 | 指摘事項 | 外来収入の収益計上において、外来収益と消費税額を区分せずに経理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 | 措置済 | 原因は、日々の収益計上を処理する際、還付だけが発生若しくは還付額が収益額を上回り、収益がマイナスとなった場合、財務会計システムでは負の数字で入力することができないことから、課税のマイナス収益を非課税収益に合算した形の仕訳処理のみを行っていたことによるものである。 今後は、同様の事例が発生した都度、マイナス収益を正しい課税区分とする仕訳処理を行い、適正に経理することとする。 |
| 市立病院 | 総務課 | R-4 | 指摘事項 | 盛岡市立病院警備業務委託、盛岡市立病院建物清掃業務委託、盛岡市立病院中央監視及びボイラー運転業務委託の随意契約手続きに当たり、入札書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 | 措置済 | 原因は、入札事務執行における認識不足のため、入札不調で随意契約に移行となった際に入札書を見積書として手続きを行ったことによるものである。 指摘を受け、課内で入札から随意契約に移行した場合の取扱いを確認し、現在使用している契約事務担当者用「契約事務チェックシート」に確認内容として追記した。 今後は、チェックシートの活用により、入札不調による随意契約における見積書での手続きを徹底する。 |
| 市立病院 | 総務課 | R-4 | 指摘事項 | 盛岡市立病院中央監視及びボイラー運転業務委託において、仕様書で示している有資格者の配置人数が不足している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 | 措置済 | 原因は、当該契約の仕様書と従事者名簿、経歴書の確認不足によるものであり、配置すべき電気工事士を4人以上としているところ、令和3年度は3人の届出となったものである。 令和4年度においては、電気工事士資格保有者が5人届出があり、充足している。次年度以降においても、契約の都度、仕様書に照らした配置状況の確認徹底を行うこととし、再発防止に努める。 |
| 市立病院 | 総務課 | R-4 | 指摘事項 | 盛岡市立病院一般廃棄物収集運搬業務委託の随意契約手続きに当たり、郵便見積りの内封筒が封印されていない無効とすべき見積書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 | 措置済 | 原因は、郵便見積りの内封筒への封印もれの見落としによるものである。 指摘を受け、課内で郵便による随意契約手続きを確認し、内封筒の封印の確認について、現在使用している契約事務担当者用「契約事務チェックシート」に追記した。 今後は、チェックシートの活用により、郵便見積りに関する内封筒の封印の確認を徹底する。 |
| 市立病院 | 医事課 | R-4 | 指摘事項 | 令和3年度歯科技工業務委託その2(有床義歯系)(単価契約)の業務委託料支出に当たり、契約単価と異なる金額で支出している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 | 措置済 | 原因は、受託者から提出された請求書と契約書の単価の確認を行っていなかったことによるものである。 令和3年度分について、適正な単価で再計算し、不足額となった1,210円については令和4年8月30日付けで受託者に支払を行った。 今後は、契約書による請求内容の確認を行うこととし、再発防止に努める。 |

(備考)

1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。